

## 議事の経過

開議 午前 10 時

○吉川孝勇議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○山崎富貴事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数 14 人、全員出席であります。

以上で諸般の報告を終わります。

○吉川孝勇議長 日程第 1、議案第 123 号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を議題といたします。

これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉川孝勇議長 別に質疑もなければ、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉川孝勇議長 御異議なしと認めます。よって本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉川孝勇議長 討論もなければ、討論を終結いたします。

これより、議案第 123 号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を採決いたします。

なお、本件は推薦しようとする候補者が 2 人ありますから、1 人当て採決をいたします。

まず、中澤詩さんを推薦することに同意する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○吉川孝勇議長 起立全員であります。よって中澤詩さんの推薦に同意することに決しました。

次に、釣井民子さんを推薦することに同意する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○吉川孝勇議長 起立全員であります。よって釣井民子さんの推薦に同意することに決しました。

日程第 2、議案第 124 号「(仮称) 染井・安芸統合保育所新築建築主体工事請負契約の一部変更の件」を議題といたします。

これより、本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉川孝勇議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉川孝勇議長 御異議なしと認めます。よって本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉川孝勇議長 別に討論もなければ、討論を終結いたします。

これより、議案第 124 号「（仮称）染井・安芸統合保育所新築建築主体工事請負契約の一部変更の件」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○吉川孝勇議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 125 号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例」から議案第 132 号「和解及び損害賠償の額の決定に関する件」までの 8 件を一括議題といたします。

これより、これら 8 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

2 番 小松進也議員。

○2 番（小松進也議員） 議案第 129 号について質疑いたします。

「安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、国民健康保険事業での財政赤字・制度課題などは、加入者はもとより国民の大きな課題であり、現状を受けとめ解決しなくてはならない本市でも大きな課題であるが、この事業は、現時点で市民医療を守る大きな役割を果たしている。どう維持し、次の世代に引き継げるかが重要であり、財政の健全化は待ったなしの状態であることは理解しているが、そこで質疑いたします。

平成 28 年第 1 回定例会で、執行部より、国民健康保険事業特別会計の財政の健全化を図るため税率の改正をしようとする、議案第 11 号「安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の提案があり、「国民健康保険事業特別会計は、平成 15 年度から赤字決算による繰上充用が続いており、平成 26 年度決算において累積赤字が 3 億 3,918 万円まで増加しております。平成 27 年度決算見込みについても、C 型肝炎の新薬の影響により保険給付費が増加しており、単年度収支で 1 億 7,000 万円程度の赤字決算となる見込みで、累積赤字は 5 億 1,000 万円程度まで増加する見込みとなっており、国の社会保障制度改革に基づく財政支援として、平成 27 年度から拡充措置が講じられていますが、その改善効果は累積赤字を解消するまでのものではなく、引き続き市

町村において国保財政の健全化が求められています。このため、特定健診等による市民の健康づくり、ジェネリック医薬品の利用促進による医療費の適正化、国・県に対して財政支援の要望等引き続き取り組むとともに、計画的な税率等の引き上げを行うことにより国保会計の財政の健全化を図るために改正を行うものです」との説明がありました。

改正の内容は、所得割の税率について、基礎分を現行 7.2%から 7.5%に、後期高齢者支援金を現行 2.3%から 2.6%に、介護納付金を 2.4%から 2.5%に改正するもの。なお、今回の改正は、市民の急激な負担増を避け、C型肝炎の新薬に係る一時的な医療費増に対する分は除いて単年度収支の均衡を図るための引き上げ幅にとどめており、1世帯当たり単純平均影響額は約 8,000 円、全体で約 3,000 万円を見込んでいるとの説明があったが、前回の定例会での議案は、反対多数で否決された。

そして、今回再度税率改正の議案が提出された。また、平成 29 年度での一般会計からの法定外繰り入れとあわせ、国民健康保険の税率を改正するとのことだ。

次について質疑いたします。

まず1つ目、前回と比べ所得割の税率の後期高齢者支援金と介護納付金は同等の変更だが、基礎分が前は 7.2%から 7.5%の引き上げ、今回は 8.0%で1世帯当たりの単純平均影響額は約 1 万 8,000 円、全体で約 4,300 万円との大幅引き上げであり、前回よりも大きな負担になっている理由をお聞かせ下さい。また、各時点での将来の決算見込みを踏まえてお答え下さい。

2つ目、一般会計からの法定外繰り入れを平成 29 年度から単年度約 1 億円を 5 年間程度行うとあるが、国民健康保険加入者以外の市民の血税を投入することは、国民健康保険加入者以外の市民からすると公平さに欠けているのではないかと。国民健康保険加入者以外の方への納得のいく説明と約 1 億円を投入した際の国民健康保険者以外の1世帯当たりの単純平均影響額は幾らになるのかお答え下さい。

3つ目、税率を引き上げるだけでなく、累積赤字解消や抑制対策は講じたのかお聞かせ下さい。

○吉川孝勇議長 市民課長。

○畠中龍雄市民課長 2 番議員の質問にお答えをいたします。

まず1つ目としまして、前回より大きな負担となっている理由でございますが、本年 3 月議会に提案しました国保税の改正は約 3,100 万円の増収見込みでしたが、今回 4,300 万円の増収見込みの改正議案を提出しております。平成 28 年度の決算見込みにおいては、C型肝炎の新薬の影響がピークを過ぎたもののまだその影響が残っており、保険給付の増加も見込まれ、累積赤字はさらに増加することが見込まれることと、また被保険者での負担が本来の中、来年度予算の一般会計から 1 億円の繰り入れを行うことから税率改正を行い、累積赤字を解消していきたいと考えております。

次に、将来の決算見込みはということでございますが、税率を上げないとした場合で、医療費が年 1 %ずつ増加するとして計算をしてみました。平成 29 年度は約 2,800 万円の赤字、30 年度は約 4,400 万円の赤字、31 年度は約 4,300 万円の赤字を見込んでおり、3 年間で約 1 億 1,500 万

円の増加を考えており、累積の赤字は約6億4,000万円になる見込みをたてております。

次に、法定外繰り入れは国保加入者以外との公平さに欠けるのではないかとのございですが、国民健康保険につきましては、年齢構成が高いため、医療水準が高く、低所得者が多いなどの制度的・構造的な問題があります。国保財政の健全化のためには、国にも国保財政への支援について要望等行い、一定国の支援を受けることができております。また、幾度となく国保税の改正をお願いしてきましたが、5億1,000万円の累積赤字となっております。持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度の国保保険者の都道府県化に向けて国保財政の健全化は急務となっているところです。このような中、一般会計から繰り入れを行うこととしておりますが、これまで一生懸命働いて市民税を納めてこられた他の健康保険に加入されています市民の皆さんも、退職後は多くの方が安芸市の国民健康保険に入ることになりますので御理解をいただきたいと思っております。

次に1億円法定外繰り入れをした場合の世帯の1人当たりの影響額はいくらになるかということですが、現在8,500世帯ありまして、1世帯当たり1万1,755円になります。

3つ目の累積赤字の解消や抑制対策は講じてきたのかということですが、国民健康保険事業におきましては、糖尿病性腎症重症化予防を初めとする生活習慣病予防などの保険事業のほか、早期発見・早期治療のための特定健診の受診率の向上対策、ジェネリック医薬品の普及促進のため、差額通知の発送など取り組みを実施してきております。前回9月の議会の一般質問でもお答えをしましたが、人工透析患者減少による抑制策としまして、平成22年から27年までの5年間の累積で約1億5,000万円、またジェネリック医薬品の普及促進で5年間の累積で約1億2,000万円の財政効果があったと考えております。

また国保財政の健全化のため、国保財政への支援について国にも要望等行っており、27年度以降1,700億円、30年度以降3,400億円の支援を拡大していただけるということが決まっておりますけれども、消費税の関係で若干延びるような話もあります。ただこういった取り組みを行ってきておりますが、先ほども言いましたように、国民健康保険については年齢構成が高いため、医療水準が高く、低所得者が多いなどの構造的な問題があるため、財政の健全化までは難しい状況となっております。以上です。

○吉川孝勇議長      2番 小松進也議員。

○2 番（小松進也議員）      再質問を行います。

先ほど説明があった1世帯当たりの単純平均額が全体8,600世帯で1万1,000円程度っていう話なのですが、国保加入者が約3,757世帯ぐらいありますので、その分を引くと単純に国民保険以外の加入者4,800人で割ると2万円程度の負担になります。また国民健康保険も1万8,000円負担プラスの1万1,000円負担となりますので、国民保険の方は2万9,000円程度になるという理解を今したところであります。それについて法定外繰り入れについてまた再質問なんですけど、一般会計からの法定外繰り入れを行い、その後色々な要因や努力により赤字が改善され、収支決算が黒字になった場合、税率を下げるのか。また、この際に協力していただいた国民健康保険加

入者以外の方々への恩恵をどのように示すのかお答え下さい。

○吉川孝勇議長　市民課長。

○畠中龍雄市民課長　2 番議員の再質問にお答えをいたします。

また先ほどちょっと数字を間違って全体で割った数字を言いまして申し訳ありませんでした。

赤字が解消されたら国保税をどうするのかでございますが、累積赤字が解消した場合は、医療費の動向等見ながら可能であれば国保税の改正を行い、被保険者の負担を少なくしていきたいと考えております。また、国保以外の市民の方への恩恵についてはなかなか難しいのですが、他の健康保険に加入されております市民の皆さんも退職後多くの方は安芸市の国保に入ることになりますので、その時点で赤字がなくなっていれば、赤字解消分の税率改正は考えなくてもよく、改正の税率は低く抑えられるのではないかとというふうに考えております。以上です。

○吉川孝勇議長　2 番　小松進也議員。

○2 番（小松進也議員）　はい、わかりました。

質問ではないんですが、定年後には国民健康保険加入者以外も、今おっしゃられたように、国民健康保険に加入するようになってきますので、必ずお世話になる大事な医療保険制度でありますので、どのように維持し次の世代に引き継げれるかを、重要な点でありますので、行政としても財政健全化に日夜努力していただきたいと思います。以上をもちまして質疑を終わります。

○吉川孝勇議長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉川孝勇議長　ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより委員会付託を行います。ただいま議題となっておりますこれら 8 件のうち、総務文教委員会には議案第 125 号から 128 号まで、及び 131 号の 5 件を、産業厚生委員会には議案第 129 号、130 号及び第 132 号の 3 件をそれぞれ付託いたします。

日程第 4、議案第 133 号「平成 28 年度安芸市一般会計補正予算（第 3 号）」から議案第 139 号「平成 28 年度安芸市水道事業会計補正予算（第 2 号）」までの 7 件を一括議題といたします。

これら 7 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉川孝勇議長　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら 7 件については、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉川孝勇議長　御異議なしと認めます。よって、これら 7 件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉川孝勇議長 別に討論もなければ、討論を終結いたします。

これより、議案第 133 号「平成 28 年度安芸市一般会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○吉川孝勇議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 134 号「平成 28 年度安芸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○吉川孝勇議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 135 号「平成 28 年度安芸市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○吉川孝勇議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 136 号「平成 28 年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○吉川孝勇議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 137 号「平成 28 年度安芸市住宅団地整備事業特別会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○吉川孝勇議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 138 号「平成 28 年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○吉川孝勇議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 139 号「平成 28 年度安芸市水道事業会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○吉川孝勇議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日から 18 日まで休会とし、19 日午前 10 時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 10 時 28 分